平成２１年（フ）第１５３０号
神戸市兵庫区東山町４丁目16番地の１　アーバニス神戸東山604号
債務者　萬田　賢二
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３２号
神戸市兵庫区西仲町２番34号ダイドーメゾン神戸503号、従前の住所神戸市須磨区松風町３丁目１番１―405号
債務者　宮口　卓也（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３５号
神戸市兵庫区松本通３丁目１番８―206号
債務者　スノーバードこと　永尾　真雪
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６７号
神戸市須磨区北落合１丁目１番320―301号、従前の住所神戸市須磨区北落合５丁目１番346―407号
債務者　丸尾　友紀
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７３号
神戸市兵庫区神田町１番11号
債務者　熊谷　知恵
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８８号
神戸市垂水区多聞台２丁目11番７―406号
債務者　大﨑　信明
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１５号
兵庫県川西市東畦野５丁目16番17―103号
債務者　足立　ゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４３０号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目24番16―411号
債務者　小野由佳子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９４１号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目６番１―721号、前住所兵庫県西宮市今津水波町11番16―202号
債務者　田中　美保
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９６０号
兵庫県西宮市甲陽園山王町２番10号
債務者　古田　清美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９１号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番30―804号荒木方
債務者　山元　春樹
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９２号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番30―804号荒木方
債務者　山元　美織
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２０号
兵庫県豊岡市梶原177番地
債務者　石田　美晃
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
川崎市川崎区中瀬２丁目11番５―402号　栗好マンション
債務者　渡辺　英子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
長野市大字三輪1292番地　美鳩荘ホ号
債務者　安藤　俊春
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
岐阜県高山市川原町76番地
債務者　日吉佐恵子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂278番地の１仲谷戸アパート７
債務者　水澤　義宜
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
静岡地方裁判所下田支部